

大分県中山間地域農業・農村活性化指針



令和8年2月
大分県農業成長産業化推進本部

目次

第1章 指針策定にあたって	…	1
1 指針策定の趣旨		
2 指針の役割		
第2章 現状と課題	…	3
1 中山間地域の現状と課題		
2 新たな潮流		
第3章 基本目標と施策の方向性	…	7
1 目指す将来像		
2 施策の方向性		
第4章 具体的な取組	…	8
I 担い手の育成と確保		
II 農地の適正利用と保全		
III 活力ある農村環境づくり		
第5章 推進体制	…	15
1 市町農業成長産業化推進本部		
2 県農業成長産業化推進本部		
第6章 地域を育む多様な主体と活動	…	17
1 地域住民への期待		
2 企業、NPO 等への期待		
3 都市住民への期待		
付 錄 市町の取組事例集		
支援策逆引集		

【表紙写真】第30回全国棚田サミット in 別府大会(令和7年11月1,2日)プログラム 天間棚田の航空写真(別府市提供)

第1章 指針策定にあたって

1 指針策定の趣旨

本県の中山間地域は、耕地面積の約7割を占め、平地に比べて人口減少や高齢化が進行しており、農村住民の減少により、農業生産活動や集落機能、地域資源の維持が困難になってきています。

一方で、中山間地域は、豊かな自然、景観、気候、風土文化等を活かし、付加価値を高めた農業を営むことができる地域です。近年、農村への関心が高まる中で、新規就農者や企業参入による新たな担い手の育成・確保が進むほか、地方への移住相談が増加しており、地域再生の動きも始まっています。

これらの課題を解決するため、様々な可能性を探りながら中山間地域の振興を実現するためには、市町、関係団体、県が一丸となって取り組むことが必要です。そのため、関係者が共通の方向性を持ち、連携して行動できるよう、新たに「大分県中山間地域農業・農村活性化指針（以下「指針」という。）」を策定するものです。

2 指針の役割

指針は、中山間地域の農業・農村の活性化策として、市町、関係団体、県の役割を明確化した上で、今後の施策や取組の方向性を共有するための「考え方」や「方針」を示し、それに基づいて総合的な中山間地域振興策をとりまとめたものです。

策定にあたっては、農業の重要課題の解決に向けて必要なシステムづくりを行うために設置された市町、関係団体、県を構成員とする大分県農業成長産業化推進本部において意見交換を重ね、さらに外部委員からも意見を聴取しました。

今後、この指針を基に、市町、関係団体、県が具体的な施策を実行に移し確実に中山間地域の農業・農村振興に取り組んでいくことが求められます。

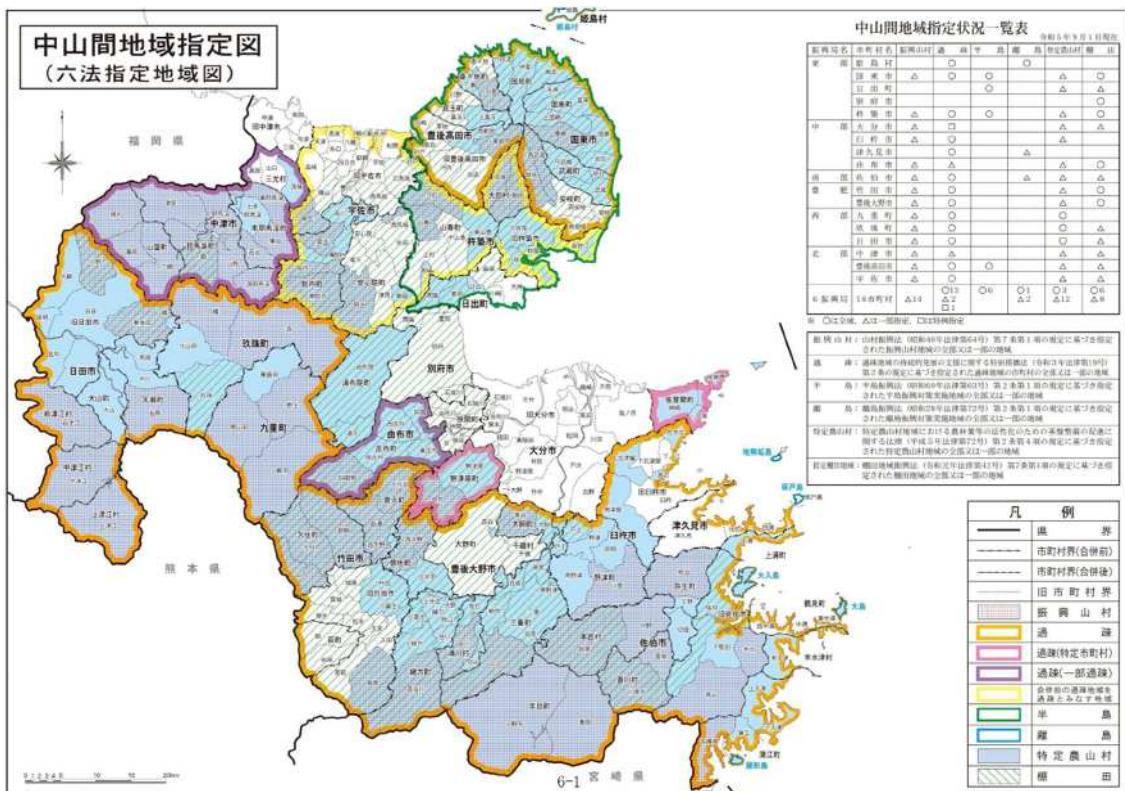
○中山間地域とは

「中山間地域」とは、国が規定する農業地域類型区分における「中間農業地域」と「山間農業地域」に加え、地域振興立法で指定された地域を含むもの

とします。

これらの地域は、地理的条件が悪く農業生産に不利であることから、その振興が重要とされています。食料・農業・農村基本法（令和6年最終改正）第47条においても、必要な施策を講じるべき地域と位置付けられており農業・農村の持続的な発展において欠かせない役割を果たしています。

本指針では、これらの地域を広義に「中山間地域」と呼び、その振興を積極的に進めます。



大分県の中山間地域(地域振興立法指定地図)

第2章 現状と課題

1 中山間地域の現状と課題

(1) 農業・農村の担い手

本県の中山間地域は、県全体の耕地面積の7割以上を占めていますが、人口は県全体の3割程度であり、高齢化率は4割を超え、農業・農村地域を支える担い手不足が深刻な問題となっています。このため、中核的経営体である認定農業者、参入企業等や次世代を担う新規就農者の育成・確保が必要です。また、担い手を支える労働力の補完システムとして、防除や収穫等の農作業受託を行う市町農業公社などの農業支援サービス事業体や、スマート農業技術の活用が求められます。

大分県中山間地域農業・農村の主要指標

項目	大分県全体 a	中山間地域 b	割合 (b/a)	備考
①経営耕地面積(ha)	31,829	22,283	70.0%	2020年農林業センサス
②人口(人)	1,123,852	336,785	30.0%	2020年国勢調査
③高齢化率	33.3%	41.5%	—	2020年国勢調査
④基幹的農業従事者(人)	21,496	16,538	76.9%	2020年農林業センサス
⑤農業産出額(億円)	1,342	996	74.2%	令和5年農業産出額
⑥耕作放棄面積(ha)	8,477	6,040	71.3%	2015年農林業センサス

中山間地域のうち、①～④は旧市町村単位(S25.2時点)、⑤～⑥は現市町村単位

また、農村地域を面的に支える集落営農法人は、平成17年度から関係機関が一体となり設立を推進してきました。法人数は、令和元年度の224法人をピークに減少傾向で、令和6年度は212法人となっています。そのうち中山間地域の法人数は146法人で、全体の約7割を占めていますが、1法人当たりの集積面積、農業収入額は、平地の集落営農法人より低い状況です。

集落営農法人の経営強化には、組織を担う人材の育成・確保や、収益力向上につながる高収益品目の導入のほか、持続的発展に向けた法人間連携や経営継承などの支援が必要です。

大分県における集落営農法人数、集積面積、農業収入(令和6年県調査)

	法人数	集積面積(ha)			1法人あたり 集積面積 (ha)	1法人あたり 農業収入額 (百万円)
		経営耕地面積	作業受託面積			
平地	66	1,446	1,322	124	21.9	27.5
中山間地	146	2,625	1,866	759	18.0	18.5
計	212	4,071	3,188	883	19.2	21.4

(2) 農地の適正管理

本県の中山間地域は、他県と比べても農地の区画が狭小・分散し傾斜地や不整形地が多いなど条件不利地が多いのが特徴です。直接的な作物生産を行わない畦畔率（畦畔面積/水田面積）は約8%で、全国平均の5%を大きく上回り九州の中で最も高くなっています。

このような中、集落や地区ごとに地域住民で話し合い「将来、どの農地を誰が利用するか」を明確にする「地域計画」が17市町において策定されました。この結果、本県全体で、10年後の担い手が位置づけられていない農地が36.6%を占めることが明らかになり、耕作放棄地の増加が懸念されています。

また、「地域計画」における目標地図に位置付けられた農業を担う者の状況は、認定農業者や集落営農法人等中核的担い手以外の割合が多く、一定年齢以上の農業者や規模縮小の意向がある農業者が含まれています。このため

「地域計画」を地域の実情に応じてブラッシュアップし、次世代の担い手へ農地の集積・集約化を進める必要があります。さらに、大区画化やパイプライン化等による効率的な生産基盤を整備することも重要です。

大分県における地域計画策定状況(令和7年3月末時点 県調査)

地域計画 策定数	地域計画に関する農用地等の状況(ha)								
	地域計画区域内の 農用地等面積 ①	うち農業振興 地域の農用地 区域の農地面積 ②	農業を担う者の経営面積			農業を担う者の作業受託面積		将来の担い手 が位置付けられ ていない農地	
			現況 ③	10年後 ④	10年後の 拡大面積 ④-③	現況 ⑤	10年後 ⑥		
473	52,273	44,334	31,284	32,677	1,393	450	467	17	36.6%

地域計画の耕地面積カバー率(姫島村を除く) 97.2%

同上の目標地図に位置付けられた農業を担う者の状況(令和7年3月末時点 県調査)

目標地図に位置付けられた農業を担う者の状況							
農業を担う者 (⑦~⑬)の 合計(延べ)	認定農業者数 (延べ)⑦	認定新規 就農者数 (延べ)⑧	集落営農数 (法人は除く) (延べ)⑨	基本構想 水準到達者数 (延べ)⑩	農業協同 組合数 (延べ)⑪	農業支援 サービス 事業体数 (延べ)⑫	左記以外の 農業を担う者数 (延べ)⑬
27,468	4,237	295	51	901	6	1	21,977

(3) 農村環境

農村は、共同活動機能の低下や鳥獣被害のほか、農業用ダム、ため池、用水路等の農業生産基盤の老朽化などにより、農業生産活動や農村環境の維持・保全が困難な状況に直面しています。

農業生産活動の継続や農地の維持には、日本型直接支払制度（中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払制度等）が活用されていますが、担い手不足などにより、地域の共同活動を継続することが困難な集落も現れています。このため、共同活動を支える体制づくりとして、農村 RM0 や関係人口など多様な担い手の参画が今後重要となってきます。

また、野生鳥獣の生息地に近い中山間地域の鳥獣被害は、生産者の収入減少や営農意欲の減退など大きな影響を及ぼしており、集落ぐるみの防護柵設置やワナ等による狩猟者の育成、ジビエの利活用を進める必要があります。加えて農業生産基盤となる施設の老朽化が進んでおり、これらの機能確保と豪雨災害等への計画的な備えが重要です。

2 新たな潮流

(1) 不安定な国際情勢

世界的な穀物需要の増加、エネルギー価格の上昇、ロシアのウクライナ侵略などが農業生産に大きな影響を与えています。肥料や燃料の価格高騰により、農業経営が厳しくなり、食料安全保障の観点から輸入作物の調達リスクが懸念されています。

(2) 頻発する気象災害

猛暑、渇水、集中豪雨といった気候変動により、世界的に食料生産・供給が不安定化しています。本県でも、作物の収量や品質へ影響が生じており、気候に対応した栽培技術の導入、作型や品種の変更などが必要になっています。

(3) スマート農業の進展など DX(デジタルトランスフォーメーション)時代の到来

担い手の高齢化や減少が進む中、ドローン防除をはじめとしたスマート技術の導入により、省力化や生産性の向上を目指す取組が始まっています。一方で、条件不利地での労働生産性の向上や野菜等の収穫・調整の省力化など、ニーズが多いものの実用化まで至らない分野も多く、生産から流通までの DX の実現に向けた研究開発や現場への普及が期待されています。

(4) 持続可能な農業への転換

温暖化や頻発する自然災害などの環境変化が進む中、将来にわたり安心して暮らせる地球環境を創出する取組が農業分野でも求められています。そのため、水稻の中干し期間の延長や電動農業機械の導入といった温室効果ガスの排出削減、また、化学農薬・化学肥料の使用低減や有機農業などを通じた生物多様性の保全など、多岐にわたる環境負荷低減の取組が推進されています。

(5) 地域の活力づくりと新たな経済活動の創出

地域資源の魅力を高め、付加価値を創出する活動が注目されています。農業体験や地域の文化を活かしたイベント、地元産品のブランド化などを通じて、地域独自の魅力を発信し、地域経済に新たな活力をもたらす動きが広がっています。また、地域住民と外部の人々との交流や移住といった関係人口の拡大が進む中で、新しい価値やアイデアが流入し、それが新たな産業の創出へとつながりつつあります。

これらの新たな潮流や、国の政策、地域の課題を踏まえ、先に策定した「おおいた農林水産業元気づくりビジョン2024」を基に、地域の特性に応じた柔軟かつ積極的な対応が求められます。そのため、本県の中山間地域の持続的発展をめざす将来像を明確にし、それに向けた施策を展開していきます。

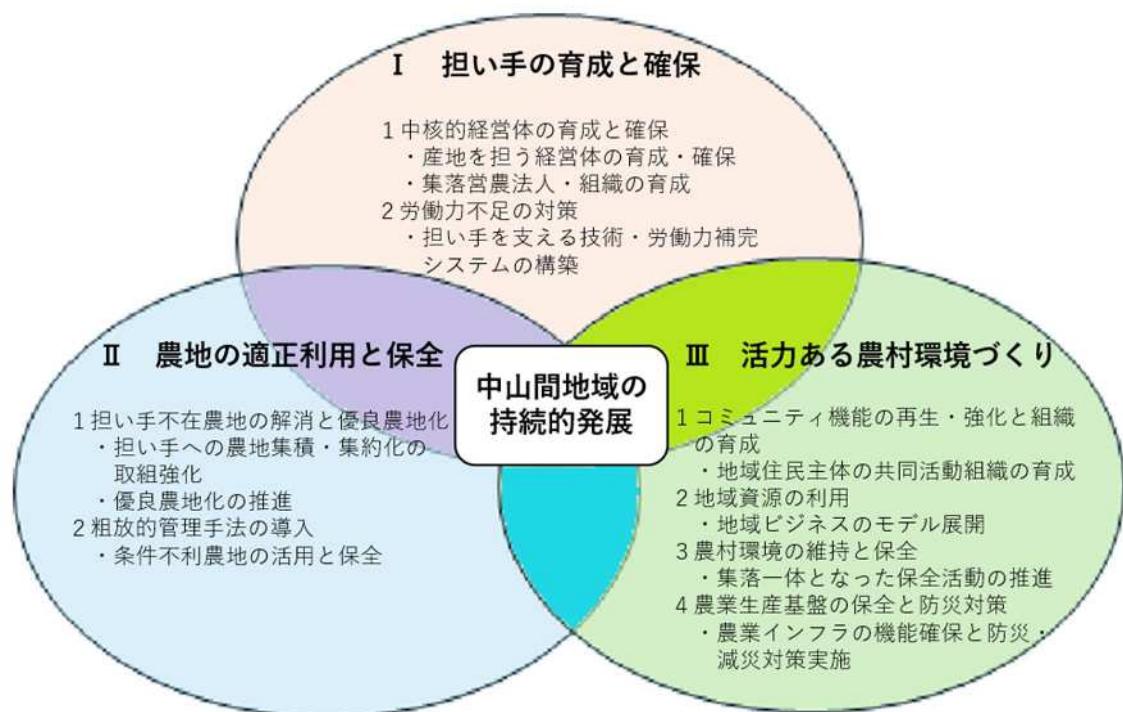
第3章 基本目標と施策の方向性

1 目指す将来像

本指針は、地域の実情に応じ、創意工夫を凝らした収益性の高い農業生産活動の維持と発展による農業の成長産業化と、地域で支えあう農村づくりや地域の活動拠点づくりによる農村の活性化により、中山間地域が持続的に発展することを目指します。

2 施策の方向性

基本目標の達成に向け、「I 担い手の育成と確保」、「II 農地の適正利用と保全」、「III 活力ある農村環境づくり」の3つの柱で施策を展開します。



相互に作用しながら好循環を生み出す施策体系として
3つの柱を一体的に推進します

第4章 具体的な取組

中山間地域の農業・農村が抱える課題は多岐にわたり、その解決には、地域の実情に応じた柔軟な取組が不可欠です。以下に具体的な取組を詳述します。

I 担い手の育成と確保

【主な取組】

1 中核的経営体の育成と確保

(1) 産地を担う経営体の育成・確保

(認定農業者・認定新規就業者・参入企業の育成・確保)

- ▶認定農業者・認定新規就農者、参入企業等、産地の中核を担う経営体の技術向上、規模拡大等を重点支援します。
- ▶生産者同士や資金力のある企業等との連携による生産基盤や経営力強化を推進します。
- ▶産地担い手ビジョンに基づく産地の将来像の明確化と生活基盤を含めた新規就農者の受け入れ体制を強化します。
- ▶園芸団地への長期的視野に立った大規模経営が可能な企業等の誘致を促進します。

(優良農地の集積・集約化)

- ▶地域計画のブラッシュアップを進め、担い手への優良農地の集積・集約化を進めます。
- ▶市町ごとの園芸団地化プランの作成に向けた農地の活用情報の収集と担い手の掘り起こしに取り組みます。

(地域特性にあった園芸品目の導入)

- ▶市町・生産者・農業団体が定める「園芸産地づくり計画」に基づく産地拡大推進品目の生産を拡大します。
- ▶水田への地域特性にあった園芸品目導入に向け、集中的な技術支援と経営モデルの確立に取り組みます。

(環境変化に対応できる栽培技術の習得)

- ▶近年の夏季の高温や少雨等の気候変動に対応した品種や栽培技術の導入を支援します。

(2) 集落営農法人・組織の育成

(リーダー・オペレーターの人材育成)

- ▶集落営農法人の収益力向上に向けた経営改善と次世代リーダーやオペレータ

一となる人材を育成します。

(園芸品目やブランド米等による経営安定)

- ▶園芸品目の導入による集落営農法人の経営力強化に取り組みます。
- ▶園芸品目を導入し、収入向上と周年の作業体制の確立を目指します。
- ▶特A米や一等米比率の向上などのうまい米づくりやブランドの構築に取り組みます。

(法人間の連携・統合や経営継承)

- ▶法人間の連携・統合により集落営農法人の経営力強化を図ります。
- ▶法人間の経営継承による集落営農法人の規模拡大を支援します。

(若手人材の雇用)

- ▶若い従業員を雇用し、持続可能な経営体制を構築します。

2 労働力不足の対策

扱い手を支える技術・労働力補完システムの構築

(農業支援サービス事業体(農業公社等))

- ▶農業公社や地域農業経営サポート機構、民間の農業支援サービス事業体を活用し、労働力の補完体制の構築に取り組みます。
- ▶スマート機器のシェアリング・リースや作業代行等の次世代型の農業支援サービス事業体の整備と利用促進を図ります。
- ▶飼料生産や堆肥の運搬・散布を行うコントラクターを育成します。

(外国人材、農福連携等)

- ▶外国人材等が働きやすく選ばれる雇用環境の整備と農福連携を推進します。
- ▶短期バイト等のマッチングサービスを活用し、労働力の補完を推進します。

(スマート技術の実装)

- ▶スマート農業に適した基盤整備や環境の整備に取り組みます。
- ▶水田の大規模化・省力化経営を支える圃場管理システムやドローンの導入を促進します。
- ▶施設園芸では、ハウス内環境制御システムの導入等に取り組みます。
- ▶耕うんや収穫、集出荷・調整作業の省力化などスマート技術の実装を目指します。

II 農地の適正利用と保全

【主な取組】

1 担い手不在農地の解消と優良農地化

(1) 担い手への農地集積・集約化の取組強化

(地域計画のブラッシュアップ)

- ▶地域の話し合いを継続し、地域計画をブラッシュアップすることで意欲ある担い手への農地集積・集約化を図ります。
- ▶農地集積コントロール拠点（農地中間管理機構）を活用し、意欲ある担い手への集積・集約化を促進し、農業経営の効率化を進めます。

(地域における離農時の農地集積のルール化)

- ▶離農時には農地中間管理機構へ相談するなど、地域における農地集積のルール化を進めます。

(2) 優良農地化の推進

(大規模園芸団地の計画的整備)

- ▶大規模園芸団地の計画的な形成に向けた推進体制のもと、市町・関係団体・県とで一体となって取り組みます。
- ▶市町ごとの園芸団地化プランの作成に向けた農地の活用情報の収集と担い手の掘り起こしに取り組みます。
- ▶優良農地の創出に向けた未利用農地の大区画化や用水施設、産地基幹農道など導入品目や営農体系に応じたオーダーメイド方式の整備に取り組みます。

(地域の実情に応じた基盤整備)

- ▶導入する品目に応じた排水対策や土壤改良など、きめ細かな基盤整備を促進します。

(地域ぐるみで取り組む有機産地づくり)

- ▶有機圃場の団地化や、市町の「オーガニックビレッジ宣言」など地域ぐるみで取り組む有機農業産地づくりを育成支援します。

2 粗放的管理手法の導入

条件不利農地の活用と保全

(残す農地の優先順位付け（トリアージ）と明確化)

- ▶地域ぐるみの話し合いで策定した地域計画のブラッシュアップにより、残す農地を優先順位付け（トリアージ）し、将来の農地利用を明確化します。

(粗放的管理で収益化)

- ▶農地の最適な土地利用に向けた粗放的な管理手法の導入や、市民農園の運営支援に取り組みます。

- ▶低コストで大規模な農地利用が可能な放牧を推進します。
- ▶景観の維持・向上につながり需要が高まる花木類や国産需要が高い栗などの栽培に取り組みます。

(粗放的管理で保全)

- ▶景観作物や緑肥を栽培することで地域の景観維持につなげ、農地を保全します。
- ▶鳥獣害緩衝帯の設置により野生鳥獣が出没しにくい環境を整備し、農地の保全につなげます。

(計画的な林地化)

- ▶営農条件が極めて悪く、農地としての維持が困難であり、放置することで鳥獣被害等による生活環境の悪化が懸念される場合については、計画的な林地化（植林による森林への転換）に取り組みます。

III 活力ある農村環境づくり

【主な取組】

1 コミュニティ機能の再生・強化と組織の育成

地域住民主体の共同活動組織の育成

(共同活動組織の活性化、多様な組織との連携)

- ▶日本型直接支払制度を活用し、地域の共同活動を行う組織の活性化や体制強化を支援します。
- ▶農業・農村に継続的に関わる農村外部の多様な人材（関係人口）の増加に向け、地域の魅力発信や農業体験の推進を図ります。
- ▶他産業・他地域の民間企業等の参画促進や地域と企業のマッチング等に取り組みます。
- ▶「地域おこし協力隊」、「集落支援員」、「地域活性化企業人」、「CSR（企業の社会的責任）活動」や、「企業版ふるさと納税」、「ふるさと住民登録制度」などの多様な主体との協働や民間資金の確保により、農業への参画・コミュニティ維持などの取組検討を進めます。
- ▶棚田や世界農業遺産等の農山村資源の情報発信により、農村のファンを創出し、将来の支えとなる人材の裾野を広げます。

(地域の活動拠点となる直売所の育成)

- ▶県内直売所間のネットワーク強化やプロデュース力向上による品揃えの充実など地域拠点化を推進します。

(地域で支えあう農村 RMO モデルの育成)

- ▶兼業・非農家も含めた複数の集落で農地保全や地域資源の活用、生活支援の活動を行う農村 RMO モデルの育成に取り組みます。

2 地域資源の活用

地域ビジネスのモデル展開

(6次産業化の推進、直売所の機能強化とネットワーク化、棚田の振興、観光や体験型農業)

- ▶6次産業化商品の販路拡大と、消費者嗜好に応じ価値が伝わる商品づくりを支援します。
- ▶県内直売所間のネットワーク強化やプロデュース力向上による品揃えの充実など地域拠点化を推進します（再掲）。
- ▶棚田の伝統・文化や景観を活かした地域振興に取り組みます。
- ▶地域資源を活かし、観光や体験型農業による都市部からの交流を促進します。

(耕畜連携の推進（飼料用米、稲WCS、堆肥）)

- ▶県域での耕畜連携体制の確立による飼料用米などの利用促進や、堆肥の有効活用に向けた品質・製造の高度化とマッチング体制の強化に取り組みます。
- ▶飼料生産や堆肥の運搬・散布を行うコントラクターを育成します（再掲）。
- ▶畜産飼料ニーズに対応した耕畜連携による飼料用米活用プロジェクトを通じた広域マッチングによる飼料用米、稲WCS、飼料用とうもろこしなどの生産拡大に取り組みます。

(ジビエ等の利活用に向けた処理加工施設等)

- ▶地域に応じた処理加工施設等の整備や処理加工人材の確保に取り組みます。
- ▶食肉およびペットフード等でのジビエの活用促進や取扱店舗を拡大します。
- ▶ジビエや有機農産物など地域資源の学校給食等への活用を促進します。

3 農村環境の維持と保全

集落一体となった保全活動の推進

(日本型直接支払制度の活用)

- ▶日本型直接支払制度を活用した、多様な主体による農地・水路等の維持・保全活動を推進します。
- ▶事務局の一元化や事務手続きの簡素化、デジタル技術の活用等の効率化に取り組み、集落の保全活動を支援します。

(中山間地域等直接支払制度を活用した集落協定のネットワーク化)

- ▶中山間地域等直接支払制度を活用し、草刈り等の共同作業や機械・施設の共同利用などの集落間のネットワーク化や多様な組織との連携を進めます。

(鳥獣害対策（集落ぐるみ、狩猟者の育成）)

- ▶予防強化集落など被害の大きい集落での防護柵の集中的な設置と、適切な維持管理など集落ぐるみの被害対策を推進します。
- ▶県鳥獣害対策アドバイザーの養成とアドバイザー等が主体となった餌場の撤去の集落環境対策の推進に取り組みます。
- ▶狩猟への关心や捕獲技術向上に向けたセミナーの開催などによる新規・若手狩猟者の確保・育成に取り組みます。

4 農業生産基盤の保全と防災対策

農業インフラの機能確保と防災・減災対策実施

(ため池、水路等の保全活動、災害への備え)

- ▶日本型直接支払制度を活用した、多様な主体による農地・水路等の維持・保全活動を推進します（再掲）。
- ▶農業用ダム・防災重点農業用ため池の耐震化等による防災・減災対策を推進

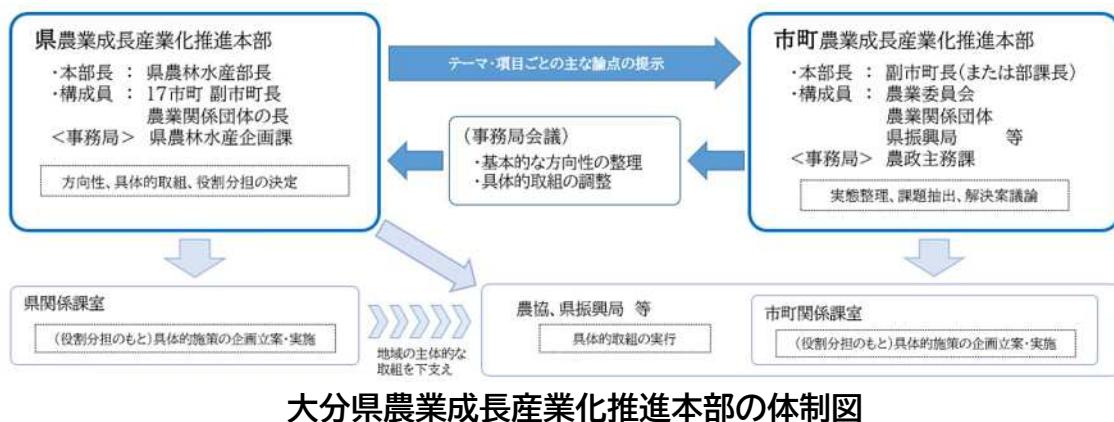
します。

▶農業用ダム・ため池の事前放流や田んぼダムによる流域治水の推進に取り組みます。

▶災害発生後の早期営農再開へ向けた迅速な復旧・復興対策を実施します。

第5章 推進体制

中山間地域の農業・農村活性化は、その地域の実情に応じて取り組むことが重要です。本県では、市町や関係団体、県が一体となって課題解決に向けたシステムづくり等を行うため「県農業成長産業化推進本部」及び「市町農業成長産業化推進本部」を設置しています。これらの中で、各々が強みを活かしつつ組織内の他部局や多様な主体とも連携しながら、地域の具体的な課題についての効果的な取組を進めていくことが必要です。



1 市町農業成長産業化推進本部

- ・関係団体、県振興局等と地域の課題や目標を共有し、地域の実情に応じた方針決定や具体的な取組を検討し、役割分担のうえ実行することで、地域農業の成長産業化と農村の活性化を目指します。
- ・必要に応じて、特定テーマの作業部会を設置するなど迅速に課題解決を進め、機動的に取り組みます。
- ・本指針の取組事例集を参考にしつつ、内容を充実させ特色ある取組を展開します。
- ・農業・農村活性化の取組について、ホームページやSNSなど様々な媒体を活用して広くPRし、新たな担い手の確保や関係人口の拡大につなげます。

2 県農業成長産業化推進本部

- ・中山間地域の実情や状況変化の把握、県内共通の課題の洗い出しを行い、課題解決の方向性や対応方針の決定を行うほか、効果的な支援策を講じるなど市町推進本部の取組を後押しします。
- ・全国の優良事例を収集するとともに、地域の優良事例をグレート（農村住民が誇れる偉大なふるさと）な中山間地域モデルとしてPRし、県内各地への横展開を図ります。

第6章 地域を育む多様な主体と活動

前章の推進体制のもと、中山間地域の農業・農村を真に活性化し、持続可能な地域へと育むためには、地域住民をはじめとした多様な主体が、それぞれの立場から積極的に活動し、関わっていくことが重要です。

1 地域住民への期待

- ・地域全体の課題や将来像に関する地域ぐるみでの話し合いや自発的な取組。

2 企業、NPO 等への期待

- ・農業への参入による地域農業への貢献や農地等の保全。
- ・各々の専門分野・知識の発揮や支援による地域資源の磨き上げや雇用機会の確保。
- ・CSR（企業の社会的責任）活動による農業体験、研修等の実施による関係人口の増加や地域とのつながりの強化。

3 都市住民への期待

- ・水源の涵養、生物多様性など、農村の持つ多面的機能に対する理解促進による環境保全活動への参画。
- ・中山間地域への訪問（観光）、地域産品の購入、ふるさと納税等による地域経済への貢献。
- ・農業体験やイベント、地域づくり活動等への参加によるにぎわいの創出と地域活力の向上。
- ・SNSなどを通じた地域の魅力発信による関係人口の増加と地域資源の活用促進。
- ・中山間地域と都市の二地域居住や今後活用が期待されるふるさと住民登録制度等による農村との関係の深化、移住・定住の増加。